

■表題：明石市障害者配慮条例と地域協議会の取組みについて

明石市福祉部福祉総務課障害者施策担当

I 障害者配慮条例ができるまで

1. 明石市の状況（2016(H28)年3月末現在）

■障害者手帳所持者（①+②+③=16,582人）

明石市の人口（平成28年） 293,227人 → 約 5.6%

① 身体障害者（身体障害者手帳）

2016（平成28）年3月31日現在 手帳所持者 11,962人

視覚障害者	815人
聴覚・平衡機能障害	997人
音声・言語機能障害	164人
肢体不自由	6,761人
内部障害	3,225人

② 知的障害者（療育手帳）

2016（平成28）年3月31日現在 手帳所持者 2,420人

【内訳】

A（重度）914人 B1（中度）639人 B2（軽度）867人

③ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）

2016（平成28）年3月31日現在 手帳所持者 2,200人

【内訳】 1級 271人 2級 1,457人 3級 472人

※平成30年度に中核市への移行に向けて準備を進めている。

2. 差別解消条例制定に向けた差別事例の収集の取組

◆収集事例の件数 202件（146件）

※カッコ内は、2017年4月から1か月間の差別事例収集で寄せられた件数
 カッコ外の数字は、前年の手話言語・コミュニケーション条例検討委員会で集めたコミュニケーション場面の事例を加えた件数

【分野別内訳】

- ・公共交通機関、公共的施設・サービス等 32件（18件）
- ・情報・コミュニケーション 19件（8件）
- ・福祉サービス 9件（6件）
- ・商品・サービス 20件（7件）

- ・住宅 4件（2件）
- ・医療 4件（3件）
- ・教育 5件（4件）
- ・雇用 11件（7件）
- ・その他 46件（39件）
- ・配慮を受けて助かったことなど 52件（52件）

3. (仮称) 明石市差別解消条例検討会 構成メンバー

- 学識経験者・弁護士 3名
- 社会福祉・保健医療関係者 4名
- 障害者の支援者 2名
- 障害者又は障害者の家族 5名
- 民間事業者 3名
- 教育関係者 1名
- 関係行政機関の職員 3名
- 公募市民 5名

・・・合計26名

4. 条例検討会の取り組みの経過

- 2015年5月 ●第1回検討会の開催
- * 障害者差別解消法施行に向けた動きの説明
 - * 障害を理由とした差別と思われる事例の検討
- 6月～7月 *事業者アンケートの実施（アンケート送付件数579件）
- ・ 回答件数 157件、回収率27%（平成27年8月）
 - * 6月「障害のある人もない人も共に暮らすまちづくり」フォーラムの開催
 - * 7月 タウンミーティングの実施（市内2か所）
- 8月 ●第2回検討会の開催（※第1回モデル会議）
- * タウンミーティングと事業者向けヒアリング結果の報告
 - * 地域協議会の在り方について
（内閣府アドバイザーからの説明）
- 10月 ●第3回検討会の開催（第2回モデル会議）
- ・ 条例素案の検討
- 11月 ●第4回検討会の開催（第3回モデル会議）
- ・ 条例素案のまとめ

12月 *地域共生フォーラム開催（内閣府との共催）

テーマ：「障害者差別解消の実現に向けて」

12月～2016年1月 *パブリックコメントの実施（市民17人・46件の意見）

2016年 3月 *市議会に条例提案 ⇒ 成立

※モデル会議は、内閣府の「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」の指定を受けて実施

5. 障害者配慮条例の概要

資料1参照

6. 障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（条例第15条）

○市長の附属機関として、地域協議会を設置する。（同条1項）

○（相談及び助言で解決できない場合の）あっせんを行うほか、障害を理由とする差別を解消するための必要な事務を行う。（同条2項）

○地域協議会は、障害者差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会（第17条1項）を兼ねる。（同条4項）

○地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（同条5項）

資料2参照

II 条例にもとづく地域協議会の取組み

1. 地域協議会の運営

地域協議会は、相談及び助言では解決に至らなかった事案において、条例に基づくあっせんの申立てがあった場合に、あっせん部会を設けてあっせん等の対応を行うほか、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について協議し、市長に意見を述べる。

2. 地域協議会の構成員について

資料3参照

3. 地域協議会の開催について

◆平成28年度の地域協議会は、4回開催。

○第1回地域協議会（5月29日）

（主な協議事項）

・協議会の設置目的及び設置根拠、今後の「主な協議事項」について

・職員対応要領（案）、障害者差別解消ガイドライン及び分野別事例（案）

○第2回地域協議会（8月23日）

- (主な協議事項) ・ 障害理解の研修・啓発などの普及
- 第3回地域協議会(11月17日)
 - (主な協議事項) ・ 相談事例への対応
- 第4回地域協議会(平成29年2月16日予定)
 - (主な協議事項) ・ 合理的配慮の提供支援

4 主な協議事項(現状と課題)

(1) 障害理解の研修・啓発などの普及について【第2回地域協議会】

障害のある人に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏まえた障害理解に関する研修・啓発等の内容を検討した。また、地域で障害理解を定着させていくために効果的な情報発信を行うために必要な取組について協議した。

【現状】

① 市職員を対象とした研修

○職員対応要領研修

実施日：7月7日、8日 午前、午後で4回に分けて開催

参加者：192人

内 容：障害者差別解消法と職員対応要領策定の背景と考え方、市民対応のロールプレイ等

○ユニバーサルマナー研修

意識のバリアフリーの実現のために、多様性を理解し、障害者等への応対マナーを身につけ、障害者への「合理的な配慮」に向けた市職員としての応対スキル向上を図る。平成27年度より継続して開催している。

(平成27年度より5回実施、参加者は209人)

② 市民、事業者への周知・啓発の取組

○市民タウンミーティングの開催(市内4ヵ所)

障害のある市民とない市民がともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、条例の考え方等を共有し意見交換を行い、交流を深める。

参加者：95人(4か所の合計)

内 容：障害当事者や家族、支援者と障害のない市民が、感じていることや必要な配慮、市の取組み等について意見交換を行う。

→ 参加者から内部障害や難病等の外見からはわかりづらい障害のある人に配慮できるようなマークの作成や周知について要望あり。また、障害が

ない人に積極的に周知できるような取り組みが重要との意見が多く出された。

○事業者団体への周知

明石市医師会、明石商工会議所、明石食品衛生協会、兵庫県宅地建物取引業協会明石支部、明石観光協会、明石理美容士会、明石旅館ホテル組合、明石飲食業組合、明石タクシー協会にパンフレットの配布と説明。

○市ホームページにもパンフレット内容を掲載。

【課題】

- 全職員に条例の理念や基本的な対応方法等について、周知徹底するのは研修のみでは不十分であり、日々の職務の中で継続的な情報共有や対応の検証が必要。
- 事業者の規模や事業内容等によって必要な配慮や対応等も異なるため、現在行われている事業所取り組み例について情報提供や助言等が必要。また、助成制度を活用して筆談ボードや簡易スロープを設置した事業者の状況把握が必要。
- 市民タウンミーティングの参加者は障害当事者や家族、支援者が多い。障害のない人たちへの効果的な情報発信が必要。

(2) 相談事例の対応について【第3回地域協議会】

地域全体の相談対応力の向上につなげていくために、関係機関等が対応した相談事例に関する情報、合理的配慮の提供に結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容等について事例を共有し、必要な協議を行った。

【現状】

- 条例施行後、相談窓口としては4つの窓口（福祉総務課障害者施策担当、障害福祉課、発達支援センター、基幹相談支援センター）を設けて連携して対応している。
- 4月から12月末までの相談総数は22件をかぞえ、内訳は学校1、施設・建物7件、雇用2件、商品・サービス3件、交通機関の利用1件、福祉サービス3件、医療1件、個人間1件、その他3件となっており、毎月2件くらいとなっている。
また、相談件数22件の内、相談者の内訳は、障害のある人からの相談は6件、家族2件、行政職員5件、事業者6件、支援者1件、市民から2件となっている。
- 第1回条例検討会（平成27年5月）に向けて、差別と思われる事例が短期間に収集できた結果（202件）からみると、潜在的な該当事例はもっとあると思われるがそれが相談にはつながっていない状況になっている。相談窓口

の周知度や信頼性とも関連するため、今後も注意深くみていくことが必要。
○困っている人を相談窓口につなげるための方法について、グループ討議を行った。

(討議での主な意見)

- ・市民に開かれた相談窓口ということなら「障害に関連して困ったことがあれば相談してください」という形にした方が相談はしやすいはず。もちろん差別とは関係ない相談も寄せられるとは思いますが、「差別に関する相談」という看板ではどうしても難しい印象を持たれてしまう。
- ・当事者が相談を受ける「ピアカウンセリング」という形を導入することが、困りごとを相談につなげる一つのきっかけにはなると思う。当事者ならではの共感を活かす仕組みも大切。

【課題】

- 差別と思われる事例を収集した報告（第1回差別解消条例検討会 平成27年5月）の事例総数（202件）からみると、表に出てこない実際の該当事例はもっとあると思われるが、それを相談につなげていくことが必要。
- 相談窓口の周知や条例の基本理念などについて、理解が定着していない。

(3) 合理的配慮の提供支援について【第4回地域協議会（本年2月予定）】

小規模な民間の事業者や地域の自治会、サークルなどが合理的配慮の提供で発生する費用の負担感を和らげるために、全国で初めて創設された「合理的配慮の提供を支援する助成金制度」の運用状況について事務局から報告を行い、適切な運用や効果的な活用方法について協議する。

◆合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度の概要

○趣旨：事業者や地域の団体が、必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際に必要な費用を市が助成する。

○利用可能な団体：

- ① 事業者などの民間の事業者
- ② 自治会などの地域の団体
- ③ サークルなどの民間の団体

○助成対象となる費用：

- ① コミュニケーションツールの作成 *上限5万円
例)点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど
- ② 物品の購入 *上限10万円
例)折りたたみ式スロープ、筆談ボードなど
- ③ 工事の施工 *上限20万円

例)簡易スロープや手すりなどの工事の施工にかかる費用

【現状】

○平成 28 年 4 月の障害者配慮条例施行と同時に「合理的配慮の提供支援に係る助成金制度」をスタートさせた。点字メニューや筆談ボード、簡易スロープなどの環境整備を想定しており、平成 28 年 12 月末時点で 125 件の申請があった。

(内訳)

- ・コミュニケーションツールの作成 (点字メニュー) : 24 件
- ・備品の購入 (筆談ボード 86 件、折りたたみ式スロープ 8 件) : 94 件
- ・工事の施工 (段差の解消、手すりの取り付けなど) : 7 件

○障害者差別解消法に基づき整備した明石市障害者差別解消に関するガイドラインの別冊の中で分野ごと (商品・サービス/福祉サービス/公共交通機関/住宅/教育/医療/雇用) の合理的配慮の具体例を示した。

○障害者配慮条例の啓発用パンフレットにおいて、障害種別ごとに必要な配慮を掲載した。

【課題】

○助成金制度を利用した店舗などを障害のある人が積極的に利用していく仕組みづくりの検討が必要。

○分野別に必要な配慮について、各分野の関係団体等への周知が必要。

(4) 条例の施行状況の検討と見直しについて

○条例の附則において、条例の施行状況等について検討を行い、必要な見直しを行うことが規定されていることから、新年度 (平成29年度) は、条例に基づく取組に対して定期的な実施状況の点検を行い、必要があると認められる場合には、見直しについて協議する。

○条例では、分野別の差別解消について規定ができていないため、新年度 (平成 29 年度) に開催する地域協議会においては、分野ごとの公的機関や事業者からヒアリングを行い、現状と課題を整理する方向で検討中。

以上